

参第号

8-8  
10 20-1

図書 資料	番 号
No. 5440	

第 21 回 国連婦人の地位委員会  
決 議 集

1968年2月  
43年

労働省婦人少年局



## 国連婦人の地位委員会について

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や研究を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年サンフランシスコ会議において国際連合の中に婦人の地位を扱う機関を設ける旨の提案が承認され、これにもとづいて1946年、経済社会理事会は、15カ国の委員をもって構成（任期3年、毎年半改選）する委員会の設置を決定した。1947年第1回会議を開催、以来1964年に休会したほかは毎年1回会議が開かれてきた。

委員国数は、1951年に3カ国、1961年に3カ国、さらに1966年に11カ国が追加され、現在は32カ国の構成となっている。

わが国としては、1950年の第4回会議に非公式オブザーバーが出席したのをはじめとして数次にわたりオブザーバーが出席した。1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1963年までの2期にわたり谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後2年間は参加をとりやめたが1965年3月の改選にあたり立候補し当選、1966年1月以降再び委員会に加わり、さらに1967年5月の改選を経て、現在は1968年から3年間の任期中である。1966年以来引続き津田塾大学学長藤田たき氏が委員に任命されているが、1968年の第21回会議には、NHK解説委員縫田暁子氏が代理として出席した。

### 国連婦人の地位委員会第21回会議

会議の期間	1968年1月29日～2月19日
会議の場所	ニューヨーク
委員国	オーストラリア、ボツワナ、白ロシア、チリ、キプロス、ドミニカ、フィンランド、フランス、ガーナ、ガテマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、イラン、イラク、日本、リ

ベリア、マダカスカル、マレーシア、モーリタニア、メキシコ、オランダ、ペルー、フィリピン、ポーランド、スペイン、チュニジア、トルコ、ソ連、アラブ連合、英国、米国

( 32カ国 )

## 議 題

1. 役員選挙
2. 議題の採択
3. 婦人の政治的権利
  - a 政治的権利の分野における進歩の実績
  - b 信託統治地域における婦人の地位
  - c 婦人の政治・市民教育に関するセミナーの報告（フィンランド、1967年）
4. 婦人に対する差別撤廃宣言実施のための措置
5. 私法上の婦人の地位：家族法の分野における婦人の地位  
委員会の事業の検討と今後の計画に対する示唆
6. 婦人の地位に影響するあらゆる形の奴隷制度と、奴隷売買の慣行を根絶するために国連がとるべき措置
7. 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助
  - a 国の経済、社会開発における婦人の役割
  - b 人的資源の開発と活用
  - c 婦人の地位に関する国内委員会
  - d 地域訓練施設またはセンター
8. 家族計画と婦人の地位
9. 人権の分野における助言的事業
10. 婦人の教育の機会
11. 婦人の経済的権利及び機会
  - a 婦人の雇用に関するILOの活動
  - b 科学と技術の進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響

12. 人権に関する定期報告
13. 人権委員会第23回会議（1967年）に出席した婦人の地位委員会代表の報告
14. 国際連合組織外の政府間団体との協力
  - a 全米婦人委員会の報告
  - b 婦人の地位委員会と同委員会に関連ある分野で活動する国連外政府間団体との関係
15. 婦人の地位に関する通信
16. 委員会の事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限
17. 国連及び専門諸機関の財政検討のための専門家特別委員会の勧告の実施
18. 経済社会理事会に対する委員会第21回会議の報告

## 決 議 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位

婦人の地位委員会は

信託統治地域の婦人の地位に関する情報を委員会の各会期に伝達するよう事務総長に要請した決議 2 (Ⅲ) を想起し、

また、この情報と、非自治領の婦人の地位に関する情報とを、1年おきに交互に提出することとした第15回会議の決定 (E/3464、205節と206節) をも想起し、

1965～1966年間に於ける信託統治地域3カ所の婦人の地位に関する事務総長報告書 (E/CN.6/491) を審議し、

1. 事務総長が信託統治地域の婦人の地位に関する情報と非自治領の婦人の地位に関する情報とを別々に提出する必要はもはやないものと決定する。
2. 事務総長が関係諸国政府から受取った情報ならびに、信託統治理事会および「植民地及び人民への独立賦与宣言の実施状況に関する特別委員会」の報告書と記録にもとづいて、非自治領及び信託統治地域における婦人の地位に関する情報の報告書を、第22回会議以降隔年に委員会に提出するよう、要請する。

## 決 議 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

1967年9月15日までに事務総長が入手した関係情報を含む婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律に関する事務総長覚書 (A/16807とAdd.1) に注目し、

また、1967年8月フィンランドのヘルシンキで開催され、理事会決議1124 (XLI) にしたがって世界的規模で行なわれた婦人の政治・市民教育に関する第1回セミナーの報告書 (ST/TAO/HR/30) に注目し、

1. 婦人に参政権を認めるという問題ではすでにかんがりの進歩がみられ、婦

人が送挙権・被選挙権をもたない国、あるいは婦人の選挙権および（または）被選挙権が男子にはない制限をつけているような国は、もはや僅かしか残っていないものと認める。

2. しかし、ほとんどすべての国の法律で婦人はいまや男子と同等の市民的政治的権利を獲得しているとはいえ、多数の国では、これらの権利の行使や政策の場における婦人の影響力およびすべての段階において政策決定への婦人の参加は、事実上限られていることに注目し、
3. 選挙権、被選挙権、公職就任の権利および公務執行の権利等、婦人の政治的権利が活用されるためにどのような機会が与えられ、またどの程度活用されているかについて、政府と国連の関係諸機関は、今後特段の注意を払うべきであると信じる。
4. 婦人に男子と同等の政治的権利をまだ与えていない国連加盟国及び専門諸機関加盟国に対し、遅滞なく、できれば国際人権年中に、それに必要な措置をとるよう促がす。
5. 婦人参政権条約にまだ加盟していない国連加盟国及び専門諸機関加盟国は、できれば国際人権年中に、批准または加入するよう要請する。
6. 1967年8月フィンランドのヘルシンキで開催された婦人の政治・市民教育に関するセミナーの報告書に記されたセミナーの結論（ST/TAO/HR/30.第7節）及びとくに政府の考慮を求める提言（第153節）に対して国連加盟国ならびに専門諸機関加盟国の注意を喚起する。
7. また、上記セミナーの報告書に記されている結論と提言に対して、専門諸機関ならびに民間諸団体の注意を喚起する。

## 決 議 婦人に対する差別撤廃宣言の実施

婦人の地位委員会は、

第22回国連総会が1967年11月7日、「婦人に対する差別撤廃宣言」を全会一致採択したことに對し満足の意を表し、

婦人に対する差別撤廃宣言の速やかな実施の重要性を考慮し、

宣言中の諸原則についての知識と理解が、全世界における婦人に対する差

別の撤廃を大いに促進するであろうと考え、

1. 「婦人に対する差別撤廃宣言」の印刷・配布のために、政府、事務総長、専門諸機関、民間団体ならびに個人によって行なわれた努力を多とする。
2. 事務総長、専門諸機関、民間団体ならびに個人がさらに宣言文をできるだけ多くの国語で、できるだけ広範囲に配布し、また宣言に関する論文その他の広報資料を作成するよう、要請する。
3. 経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

1967年11月7日、第22回国連総会が婦人に対する差別撤廃宣言を全会一致採択したことを考慮し、

婦人が国の発展に貢献した実績と貢献しうる可能性をみとめるとともに、国民生活のすべての面に婦人が十分参加することを妨げるような男女差別をのぞくために速やかな措置が必要であることをもみとめ、

婦人に対する差別撤廃に関する国連宣言が、政府、民間団体および個人に対し、法律上事実上における婦人に対する一切の差別を撤廃する目的をもって、宣言中の諸原則の実施促進のために全力をあげるよう促がしていることを考慮し、

1968年の国際人権年が宣言の普及に絶好の機会であると考え、

1. 事務総長ならびに専門諸機関が、それぞれの事業を通して宣言文を直ちに配布する措置をとるよう、要請する。
2. さらに事務総長が、優先事業として宣言文ならびに関係資料およびその作成の経過と意義に関する論評を集録したパンフレットを1969年中に印刷・配布するための資金と、さらにその後続事業として、宣言の広報状況と宣言の実施促進のために行なわれた各国の事業とに関して事務総長が入手した情報を含むパンフレットを印刷・配布するための資金とを確保するよう、またこの目的のために専門諸機関の協力を求めるよう、要請する。
3. 加盟諸国、権限ある国内組織および民間団体が、宣言中の諸原則に対する法律上事実上の承認のためにすべての措置を講じることを要請し、かつこの目的のために次のことを要請する。
  - (a) 宣言文を自国語でできるだけ広範囲に広報し、宣言に関するパンフレット、論文および解説書を刊行するほか、あらゆる他の適切な伝達手段



- を活用すること。
- (b) 家族生活および社会生活への参加に関して、伝統的な男女の役割の急速な変化についての研究をすすめること。
  - (c) 宣言の諸条項を実効あらしめるための事業を全国的に勧奨すること。
4. 変動する社会における男女の役割の変化についての研究をさらにすすめ、継続するよう、専門諸機関に要請する。
  5. 宣言の広報のための活動および宣言の諸原則の実施促進に、国際民間諸団体が十分参加するよう要請する。
  6. 婦人に対する差別撤廃宣言の諸原則にてらして、国内法改正の可能性を考慮するよう、加盟諸国政府に要請する。
  7. 加盟諸国、専門諸機関ならびに関係民間諸団体が、宣言の広報のために行なった活動および宣言の諸原則にしたがって行なった措置について、事務総長に知らせるよう、要請する。
  8. 事務総長が、婦人の地位委員会第22回会議及びその後の会議の審議資料として、宣言について入手した情報に関する報告書を提出するよう、要請する。

決 議 婦人の地位に影響するあらゆる形の奴隷制度と奴隷  
売買の慣行を根絶するために国連がとりうる措置

婦人の地位委員会は、

「奴隷制度に関する特別記録係の報告書を検討し、婦人の地位に影響するあらゆる形の奴隷制度と奴隷売買の慣行を根絶するために国連がとりうる直接的・効果的な方策のために特別の提案を作成すること」を婦人の地位委員会に依頼している経済社会理事会決議1232(XLII)の要請にしたがって奴隷制度に関する特別記録係の報告書を検討し、

少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第20回会議の報告書ならびに、アパルトハイト、植民政策等奴隷制度同様の慣行をも含めた奴隷制度の根絶を目的とする小委員会の勧告に注目し、

奴隷制度およびアパルトハイト、植民政策等奴隷制度同様の一切の慣行を

非とし、

国際連合およびとくにすべての国連加盟国、専門諸機関加盟国は、人権と基本的自由に対するこれらのいまわしい侵犯行為を根絶するため、直接的、効果的な方策をとるべきであると信じ、

アパルトハイト、植民政策等奴隷制度同様の慣行をも含めて、すべての慣行及び形態による奴隷制度・奴隷売買の問題が、1968年にイランのテヘランで開催される国際人権会議の仮議題に入れられていることに注目し、

上記会議がこの点で有意義な成果をあげるよう希望を表明し、

1. 奴隷制度に関する特別記録係の報告書に謝意を表する。
2. 1956年の、奴隷制度・奴隷売買ならびに奴隷制度に類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約第8条(2)項にしたがい、まだ1949年の人身売買及び他人の売春搾取防止のための条約に関する経済社会理事会決議731E(XXVIII)にしたがって、事務総長に伝達される婦人の地位に関係のあるすべての情報を、一切の奴隷制度根絶のための勧告を再度行なう目的をもって、できれば第23回会議において、検討すること決定する。
3. 次の決議案を人権委員会に転達して、この決議案が経済社会理事会で審議される際、同委員会の意見が提出されているようにはからうよう、事務総長に要請する。
4. 経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

奴隷制度・奴隷売買及びそれらに類似する制度と慣行が世界の多くの地域にいまなお存在し、とくに婦人はかかる制度や慣行の犠牲者となっていることを、特別記録係の報告書が明らかにしていることに懸念を感じ、

1. アパルトハイト、植民政策等奴隷制度と同様な慣行をふくめての奴隷制度および奴隷売買ないしはそれらに類似する制度と慣行、たとえば本人の承諾のない婚姻、売春を目的とする人身売買、婦人の譲渡や相続、その他同様な恥ずべき慣行のたぐいは、すべてこれを非とする。
2. 少数者の差別防止及び保護に関する小委員会の決議4(XX)の勧告を満足をもって注目し、事務総長に次のことを要請する。
  - (a) 1926年の奴隷条約及び1956年の補足条約を実施するために、

加盟諸国が今後どのような措置をとりうるかと考えるかを、各国にきくこと。

- (b) アパルトハイト、植民政策等奴隷制度と同様な慣行をも含め、奴隷制度・奴隷売買及び類似の制度・慣行の撤廃についてのセミナーを開催し、その関係の民間団体の参加を求めること。
3. 1926年の国際奴隷条約、1956年の補足条約、1949年の人身売買・他人の売春搾取防止条約、及び1962年の婚姻の承諾、婚姻最低年齢及び婚姻登録に関する条約について、国連加盟国、専門諸機関加盟国のうちこれらの条約に未批准の国々に対し、できるだけ早く加盟国となるよう訴える。
  4. 専門諸機関、とくに国際労働機関、食糧農業機関、ユネスコ、世界保健機関が、奴隷制度やアパルトハイト、植民政策その他奴隷制度と同様な制度慣行から解放された婦人や少女の社会復帰のために、それぞれの権限分野で援助しうる最善の方法について考慮するよう、そしてその結果を経済社会理事会に報告するよう、要請する。
  5. 国連ならびに専門諸機関加盟諸国が、奴隷制度やアパルトハイト、植民政策等の奴隷制度と同様な制度慣行の中から逃れてくるすべての人々に保護を与えるよう、また受入国は事務総長に報告を提出するよう、要請する。
  6. 奴隷制度及び奴隷制度同様のアパルトハイト、植民政策等の屈辱的な慣行・制度ないしはそれらのあらわれのすべてに対して、断固として、かつ執拗にたたかってきた民間団体に謝意を表明し、これらの慣行の根絶のために今後も努力を続けるよう要請する。

決 議 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野  
における国連援助

婦人の地位委員会は、  
事務総長が、加盟諸国、専門諸機関、ユニセフ及び関係民間団体と協力して、とくに婦人の進歩のための統一的長期計画の発足と実施のための新しい資源を準備し開発する可能性について研究するよう要請した1962年12

月7日の総会決議1777(XVIII)を想起し、また

また、事務総長に対し婦人が国の経済・社会開発に果しうる役割と、国の経済・社会開発の諸分野への婦人の寄与に与えられるべき優先度、これらの分野において当面する問題、問題解決の可能な方法及びそのために必要となる援助の種類に関して意見を求める質問書を作成し、政府と諮問的地位をもつ関係民間諸団体に送るよう要請した1966年7月26日の経済社会理事会決議1133(XLI)を想起し、

さらに、婦人の進歩のための統一的長期国連計画の指針策定のために、経済・社会開発における婦人の役割に関する質問書の回答を婦人の地位委員会が審議できるようにするため、1968年の委員会会議を国際人権会議の召集に先だって開催しうるように必要な措置をとることを経済社会理事会に要請した委員会決議15(XX)をも想起し、

事務総長の質問書に対してこれまでに寄せられたいくつかの回答(E/CN.6/493とAdd.1)について予備的審議を行ない、

ILO、ユネスコ、FAO、WHO、ユニセフの各代表及び社会開発部長の意見を聴取し、

1967年8月4日の経済社会理事会決議1274(XLII)及び開発途上諸国における人的資源開発活用に関する事務総長報告書(E/4353とAdd.1)に注目し、

さらに婦人の地位国内委員会に関する事務総長報告(E/CN.6/494とAdd.1)に注目し、

長期国連計画の策定は質問書の回答がもっと集まったのちの方がよいと考え、

1. 質問書に回答を寄せた国々の政府ならびに民間団体に謝意を表す。
2. まだ回答していない政府や民間団体は、できるだけ早く、そして第22回会議のはじまる相当前にそれが委員会に配布されるのに間にあうように、事務総長に回答を送るよう要請する。
3. 事務総長が、受けとった回答を分析し報告書を作成する可能性について考慮するよう要請する。
4. 婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長報告書第4章及び付属I

に記された事務総長の示唆をも考慮にいれ（国連出版物、販売番号：67.IV.2）、婦人の進歩のための統一的長期国連計画樹立の重要性を再確認する。

5. 婦人に対する差別撤廃宣言の諸原則の実施は、婦人の進歩のための統一的長期計画の欠くべからざる一部であると信じる。
6. 専門諸機関ならびに民間諸団体は、たとえば、訓練・再訓練の実施、フェローシップ、研修旅行の旅費供与、資料の出版（とくに技術・職業教育や雇用機会・職業選択に関するもの）等によって、統一的長期計画に重要な役割を果たすであろうと信じる。
7. 国際人権会議の仮議題に、「婦人の進歩のための統一的長期国連計画等、現代世界における婦人の権利促進のための方策」という小項目がとりいれられていることを歓迎する。
8. 委員会第22回会議においては、この議題を優先的にとりあつかうことを決定する。

## 決 議 人的資源の開発と活用

婦人の地位委員会は、

人的資源の開発活用に関する1967年8月4日の経済社会理事会決議1274(XLII)に注目するとともに、とくにその中で国連諸機関相互の協力による活動の重要性がのべられていることに注目し、

「開発途上国における人的資源の開発活用」と題する事務総長報告書(E/4353とAdd.1)を審議し、

開発の諸分野における人的資源の重要な役割に留意し、

国の発展に対する婦人の貢献能力の認識と活用が十分でないために、人的資源が相当に浪費されていることに注目し、

さらにまた、婦人に対する差別撤廃宣言の実施によって、国の発展への婦人の参加増大に大きな寄与がもたらされうることを考慮し、

開発途上国においては、すべての分野の、すべての段階の発展過程に婦人をもっと直接的、効果的にくみいれていく大きな可能性が存在することに注

意を喚起し、

1. 経済社会理事会と事務総長が、この報告書にのべられた事務総長の提案のうちから優先順位を決定するにあたっては、とくに次の方策を最優先せしめるよう、要請する。
  - (a) 開発計画策定にあたっては、婦人の貢献能力を十分に考慮に入れること。
  - (b) 少女や婦人が必要としていることについて、また、彼らが適切な訓練を受け、その技能が十分に活用された場合、開発計画の中でどんな貢献ができるかについて、認識を高めること。
  - (c) 少女と婦人を開発過程に参加させるために、新しい雇用その他の機会を与えること。
  - (d) 婦人が家庭と地域社会における重要な役割をより有効に果しうるよう、婦人の職業教育・職業指導の改善をはじめ、教育・訓練計画その他の方策を促進すること。
2. 婦人の進歩と国の発展への婦人の効果的な参加促進のために、国連の関係諸機関相互の協力を効果的にすすめる手段を考えるよう、経済社会理事会に要請する。
3. 少女と婦人の教育、職業指導、訓練および雇用の問題をより総合的にとり扱うことによって発展過程への婦人の参加をいっそう効果的に促進するために、その具体的方法や経験を国際的に交換する場をもうける可能性について、事務総長が関係専門諸機関との密接な協力のもとに研究をすすめるよう、要請する。

## 決 議 家族計画と婦人の地位

婦人の地位委員会は、

委員会決議7(XV111)の要請によって作成された婦人の地位と家族計画に関する事務総長中間報告(E/CN.6/497)を審議し、婦人の地位と家族計画に関する研究をひき続き行ない、この分野で婦人の地位委員会が今後とりうる措置について、できれば委員会第23回会議に報告するために、特別報告者を任命することを決定する。

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

総会が決議2211(XXI)のなかで、家族の大きさは個々の家族それぞれの自由な選択にまかせられるべきであるとして、この原則尊重の上にたつた自国の人口政策策定と推進に関し国家は主権をもつと認めていることを考慮し、

総会は、1967年11月7日全会一致採択した婦人に対する差別撤廃宣言により、「家族の健康および福祉の確保をたすける教育的情報をうける機会」について男女の権利の平等を認めたことを考慮し、

人口の分野において国連諸機関の行なう指導と活動に注目し、

各種の家族計画事業により、

両親教育、不妊の治療、産婦のための施設や保健施設の設置、性教育や結婚相談などの、教育的情報の普及活動等のサービスが行なわれていることに注目し、

今日次第に発達をみているこれらの事業は、多くの分野で婦人にとって大きな意味をもつものであることをみとめ、

1 事務総長が、婦人の地位と家族計画に関する中間報告を、国連加盟国と専門諸機関加盟国、関係専門諸機関及び関係民間団体に伝達するよう、要請する。

2 国連加盟国、専門諸機関加盟国のうちこの問題に関心をもつ政府に対して、次のことを要請する。

(a) 次の点を考慮にいれて、婦人の地位と家族計画に関する全国調査また

は事例調査を行うこと。人口増加が経済的、社会的発展に及ぼす影響と婦人の地位の関係。出産力に影響を及ぼす（婦人の地位に直接関係ある）要因。家族規模と母子福祉の関係。現在行なわれている家族計画事業（婦人の地位に関係ある）の範囲。人口増加と家族規模の最近の動き。人権とくに婦人の権利の保護。

(b) 事務総長が将来この問題について報告書を作成するときの資料として、上記調査の結果を事務総長に提供すること。

3. 婦人の地位と家族計画の関係についての今後の研究に、関係専門諸機関がそれぞれの権限分野で、協力をするよう要請する。

4. 関係民間団体は、上記第2節(a)にのべた諸点に関して関連資料があれば事務総長に提出するよう要請する。

5. 婦人の地位と家族計画の問題についての研究を引きつづき行い、この分野で委員会が今後とりうる方策についての報告を作成するために、特別報告者を任命するという婦人の地位委員会の決定を承認する。

6. 特別報告者が、この決議案にしたがって提供される情報を考慮にいれるよう、要請する。

## 決 議 婦人の技術・職業教育

婦人の地位委員会は、

技能労働者及び技術者級の技術・職業教育への婦人の機会に関するユネスコ報告書（E/CN.6/498）の情報を考慮にいれ、

経済社会理事会に対し次の決議の採択を要請する。

経済社会理事会は、

婦人に対する差別撤廃宣言案前文及び第9条、第10条に示された諸原則ならびに教育上の差別待遇反対に関する条約中の諸原則を想起し、

また、1967年ヘルシンキにおいて開催された婦人の政治・市民教育に関するセミナーの提言と結論（ST/TAO/HR/30）をも想起し、

また、都市及び農村地域の開発に、婦人の貢献が重要であることに注目し、ユネスコがその事業並びに実験計画の一般的方向として、婦人や少女に科学



技術の学習を奨励していることを考慮にいれ、

技術・職業教育施設にはいる少女や婦人の数がふえていることを満足をもって注目し、

しかし、ユネスコ報告書にのべられているように、下記のような現状が経済的社会的な生活への婦人の完全な参加をおくらせ、あるいは妨げていることに注目し、

- 女子学生の入学をみとめる技術教育施設の数が足りないこと。
- 先進国、後進国を問わず、また都市部、農村地域のいずれにおいても、雇用の可能性に見合った広い範囲の職業訓練を与えるためには、教科が不適當であること。
- 受けられる訓練の種類についての情報が家庭にまで十分に、あるいは全く与えられていないこと、及び少女のもつ能力に適合した指導が十分に行なわれていないこと。
- 需要に限られたいわゆる女性向き職業を念頭においた旧態依然たる進路指導が行なわれていること。

○職業教育と家庭責任のための教育との間に明確な区別がないこと。  
世界のある地域では、少女と婦人に文盲と中途退学が多いことが、いまだに技術・職業教育の機会を妨げる大きな障害になっていることに注目し、

1. 事務総長が専門諸機関と協力して、開発途上国の女子人口に対する雇用機会の拡大と並行して、技術・職業訓練を促進強化するために、何らかの国際的政策を策定するよう要請する。

2. 少女と婦人の技術・職業教育のためのユネスコの努力ならびに職業訓練のためのILOの努力に対して、謝意を表す。

3. 共学制度の比較研究の結果を婦人の地位委員会第22回会議に提出するというユネスコの提案については、教育問題のこの側面が教育の機会均等の確保のためにとくに重要であると考え、この提案に対し謝意を表す。

4. 経済・社会開発への少女と婦人の参加促進のために、国連の各機関が、女子の教育、職業指導・職業訓練の分野で、これら諸機関になしうるあらゆる活動手段を用いることにより（とくに、女子中級職員に対する訓練研修のためのフェロシップの授与など）、相互の協力を強化するよう、要請する。

5. 誰でもが技術・職業訓練施設において学習を開始し、継続し、あるいは中断の後も再復帰しうるように、学校の教科と常設的教育計画の中に少女と婦人のための適切な技術・職業訓練をくみいれることを目途として、ユネスコが教育計画策定の中で調査研究を引きつづき行なうよう要請する。

6. 機能的選択的読み書き教育のための授助計画によって、文盲の婦女子が読み書きの基礎知識をうるのみならず、職業教育の基礎を身につけることができるようにするよう、ユネスコに要請する。

7. 教育計画を策定中の加盟諸国で次のことをまだ行っていない国々に対し、示唆する。

(a) 少女と婦人が差別をうけることなく、いかなる技術・職業教育施設にも入ることができるように、すべての必要な立法上、行政上、財政上の措置を行なうこと。

(b) 技術的、職業的、及び一般的訓練を行なうについては、政治、市民教育を加味した一通りの一般的教育にも多少の時間を割り当て、また初等教育高学年と中等教育段階では、男の子にも女の子にも家庭責任の訓練を与える時間を割り当てること。

(c) 技術・職業課程にできるだけ多様性をもたせ、専攻分野の変更も適宜みとめ、男女学生に対して専攻分野変更のための準備指導を行なうこと。今日のいずれの社会もその発展段階の如何にかかわらず変化を特徴とするからである。

(d) 技術・職業訓練施設に入る若い人々と家族に対し、雇用機会に関する情報を提供することに特に留意すること。

(e) 農村地域の少女と婦人が男子と同じ環境の中で技術を学ぶ機会をえられるようにするために、奨学金の授与その他すべての必要な措置について研究すること。

## 決 議 人権の分野における助言的事業

婦人の地位委員会は、

人権分野の助言事業計画に関する事務総長報告書(E/CN.6/505)を

審議し、

人権分野の助言事業計画のもとに準備されるセミナーは確かな成果をあげており、参加国の、とくにセミナーの開催国となる国の、婦人の進歩を促進する最もよい方法の一つであることを考慮し、

婦人の政治・市民教育に関する地域セミナーが今後の計画にすでにくみ込まれていることを考慮し、

委員会第21回会議の議題中に、他のセミナー開催の糸口となるようないくつかの新しい項目——とくに次のような——が含まれていることに関心をいだし、

- 婦人に対する差別撤廃宣言の実施
- 経済・社会開発における婦人の役割
- 家族計画と婦人の地位

しかしながら、1968年の婦人の地位に関するセミナーの開催国となる意志を表明した国がまだないことに注目し、

人権分野の助言事業計画、とくに婦人の地位に関するセミナーの重要性に、政府の注意を喚起し、

1969年以降の助言サービス事業年次計画に関する経済社会理事会ならびに人権委員会の勧告に対し、深い満足を表明する。

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

婦人の地位に関するセミナーの重要性を考慮にいれ、

しかし、セミナー開催国となるに必要な経費の支出について、開発途上諸国が当面する財政的困難を考慮し、

1955年12月14日の総会決議926(X)の中に、援助の額及びそれを与える条件は、低開発地域にニーズが大きいことを考慮にいれつつ、援助を要請する国は援助の提供にともなう経費の全額または相当部分についてできるだけ責任をとることが期待されるという原則にしたがって、事務総長がこれを決定するとあることに注目し、

1. 開発途上国で開催される婦人の地位に関するセミナーの経費に対する国連の負担分を増額する可能性について検討するよう、事務総長に要請する。

2. 政府からの招請がない場合は、国連本部又は国連欧州事務局又は地域経済委員会本部において婦人の地位に関するセミナーを開催する権限を事務総長に与えるよう、総会に要請する。

## 決 議 科学・技術の進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響

婦人の地位委員会は、

技術革新の婦人の雇用に及ぼす影響に関するILO活動報告書(E/CN.6/500)を審議し、

経済社会理事会に次の決議の採択を依頼する。

経済社会理事会は、

科学・技術の進歩はその利益を人類に与えるべきであると信じ、

科学・技術の進歩は、婦人の雇用と労働条件に絶対的な寄与をなしうるものであることを考慮し、

科学・技術の進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響に関する経済社会理事会決議1136(XLI)を想起し、

この問題に関してILOが行なった研究及び措置に関するILO報告書の重要性に注目し、

この問題はILOと婦人の地位委員会によってさらに研究される必要があると信じ、

1. 国連ならびに専門諸機関加盟諸国のうちそれが可能な国々に対して、科学的技術的進歩が婦人の労働条件および雇用に及ぼす影響について、とくに下記事項に関し全国調査を行ない、その結果を事務総長に提供するよう、要請する。

(a) 雇用と失業            (b) 職業指導と職業訓練

(c) 中高年婦人の訓練と再訓練        (d) 報酬

(e) 労働時間と余暇            (f) 安全と健康

(g) 子どもの保育

なお、事務総長はILOと協議の上、調査の結果をとりまとめて、できれば婦人の地位委員会第23回会議に提出する手配を行なうものとする。

2. ILO 理事会が次のことについての望ましさを考慮するよう要請する。
  - (a) 先進国及び後進国における科学・技術の進歩が婦人の雇用と労働条件に及ぼす影響についての問題を、婦人労働者問題コンサルタント会議の次期会議の議題にとりあげる。
  - (b) 科学・技術の進歩が雇用（婦人雇用を含む）に及ぼす影響の問題を、国際労働会議の将来の会期において議題にとりあげる。
3. 科学・技術の進歩が婦人の雇用と労働条件に及ぼすプラス面、マイナス面の影響について、ILO がひきつづき研究を行ない、その結果を委員会に報告するよう勧告する。
4. 委員会がこの問題について研究を続け、経済社会理事会に対する勧告を作成するよう勧告する。

#### 決 議 婦人の地位委員会次期会議

婦人の地位委員会は、

委員会第22回会議は、とくに加盟国からの招請がないかぎり、196<sup>9</sup>年にジュネーブで開催するよう、経済社会理事会に要請する。

また、理事会が委員会の事業の方法や会議の期間を審議するにあたっては、委員会の年次会議の期間が3週間以下にならないよう、できれば3月かそれ以降に開催されるよう、また決して総会の会期と同時期に開催されることのないよう、理事会の配慮を要請する。

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

1  
7

1  
,